

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車監査指導部 (貨物担当)

(担当) 柏原・真野

(電話) 06-6949-6448

令和3年2月19日

トラック事業者の 名義貸しに対する行政処分

今般、下記のとおり、トラック事業者（一般貨物自動車運送事業者）に対して貨物自動車運送事業法第33条（※）の規定に基づく、一般貨物自動車運送事業の事業停止命令及び事業用自動車の使用停止を行ったのでお知らせします。

記

- 1. 処分年月日：**令和3年2月19日
処分内容：事業停止30日間及び事業用自動車の使用停止
100日車（2両×50日車）
- 2. 事業者名：**有限会社 和晋（法人番号 3120102022927）
事業者住所：（大阪府貝塚市木積2220番地）
代表者：森近 晴記
営業所：本社営業所（大阪府貝塚市木積2220）
保有車両数：8両
- 3. 監査の概要**
平成30年10月19日に関係機関よりの通報をうけて、平成31年3月18日、令和元年6月19日及び同年9月9日に大阪運輸支局が監査を実施した結果、下記4及び5の貨物自動車運送事業法違反が判明しました。

4. 事業停止に関するもの

- ①名義貸し
(貨物自動車運送事業法第27条第1項)

5. 車両停止に関するもの(主な違反の内容)

- ①事業計画(自動車車庫の位置及び収容能力)違反
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
(貨物自動車運送事業施行規則第2条第1項第4号)

- ②各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数違反
(貨物自動車運送事業法第9条第3項)
(貨物自動車運送事業施行規則第6条第1項第1号)

- ③健康状態の把握違反
(貨物自動車運送事業法第17条第1項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)

- ④点呼記録の改ざん・不実記載
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

- ⑤運転者台帳の記載事項の不備
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

- ⑥運転者に対する指導監督不適切
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

※ 貨物自動車運送事業法より抜粋 第33条

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第3条の許可を取り消すことができる。

- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第83条若しくは第95条の規定若しくは同法第84条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。
- 2 第5条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

配布先 青灯クラブ 陸運記者会(トラック部会)
